

韓国の初等・中等教育における インクルーシブ教育システム構築に向けた現行の政策と課題¹

韓国国立特殊教育院

教育研究員

Kim Suk-Jin

I. 特殊教育及び統合教育に関する法令

韓国では、障害のある児童生徒の教育を受ける権利は、「大韓民国憲法」、「初・中等教育法」、「障害者等に対する特殊教育法」、「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」などの各種法令の立法化・制定によって確保・保証されています。本プレゼンテーションを進めるに当たって、「障害者等に対する特殊教育法」に定められている「統合教育」について見ていきたいと思います。これは障害のある児童生徒の教育を受ける権利に直結するものであります。

「障害者等に対する特殊教育法」

1. 特殊教育

第2条（定義）第1項「特殊教育」とは特殊教育対象者の教育的要求を充足させるために特性に適合した教育課程及び第2項に規定する特殊教育関連サービスの提供を通じて行われる教育をいう。

2. 特殊教育関連サービス

第2条第2項「特殊教育関連サービス」とは、特殊教育対象者の教育を効果的に実施するた

めに必要な人的・物的支援を提供するサービスであり、相談支援、家族支援、治療支援、補助人員支援、補助技術機器支援、学習補助支援、就学支援及び情報アクセス支援等をいう。

3. 特殊教育対象者

第15条（特殊教育対象者の選定）（1）教育長または教育監は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、特殊教育を要すると診断・評価された者を特殊教育対象者と選定する。

1. 視覚障害
2. 聴覚障害
3. 知的障害
4. 肢体障害
5. 情緒・行動障害
6. 自閉症（関連障害を含む）
7. 言語障害
8. 学習障害
9. 健康障害
10. 発達障害
11. その他大統領令で定める障害

4. インクルーシブ教育

第2条第6項「統合教育」とは、特殊教育対象者が通常の学校において障害種及び障害の程度により差別を受けず、同年齢者とともに各個人の教育的要求に適合した教育を受けることをいう。

<同法施行令>

第16条（統合教育のための施設・設備等）

(1) 同法第21条第2項に基づいて統合教育を行う場合、通常の学校の学校長は66m²以上の面積の教室で特殊学級を設置し、教室内での特殊教育対象者の移動が容易であり、洗面所またはトイレ等に近きこととする。ただし、配置される特殊教育対象者数及び当該学校の状況を考慮し、市・道条例によって定められる場合は、当該学級は44m²以上の面積の教室に設置することができる。

(2) 同法第21条第2項に基づいて統合教育を行う場合、通常の学校の学校長は、配置される特殊教育対象者の性別、年齢、障害種、障害の程度、教育活動等に適合するコミュニケーションのための補助機器、代替機器等、情報アクセス機器並びに教科書及び教育設備を用意するものとする。

5. 特殊教育支援センター

第11条（特殊教育支援センターの設置・運営）

(1) 教育監は特殊教育対象者の早期発見、診断及び評価並びに、情報管理、特殊教育研修、教職員支援、学習活動支援、特殊教育関連サービス支援、巡回教育等を担当する特殊教育支援センターを下級教育行政機関別に設置及び運営しなければならない。

6. 学校における特殊学級設置基準

第27条（特殊学校の学級及び各学校の特殊学級設置基準）

(1) 特殊学校と各学校の長は、次の各号の基準により、学級及び特殊学級を設置しなければならない。

1. 幼稚園課程： 特殊教育対象者が1人以上4人以下の場合、1学級を設置し、4人を超過する場合、2学級以上を設置する。
2. 小学校・中学校課程： 特殊教育対象者が、1人以上6人以下の場合、1学級を設置し、6人を超過する場合、2学級以上を設置する。

3. 高等学校課程： 特殊教育対象者が1人以上7人以下の場合、1学級を設置し、7人を超過する場合、2学級以上を設置する。

(2) 教育監は、第1項の規定にかかわらず、巡回教育の場合は障害の程度及び障害種により、学級設置基準を下げるができる。

(3) 特殊学校と特殊学級に置く特殊教育教員の配置基準は、大統領令で定める。

II. 韓国における特殊教育及び統合教育の政策の現状

韓国では、特殊教育の現状を把握し、その結果を政策に反映するため、毎年、『特殊教育統計』を発行し、3年ごとに「特殊教育実態調査」を実施しています。さらに、韓国政府教育部は、特殊教育政策の推進を継続するため、5年ごとに「特殊教育改善5カ年計画」を、また毎年「特殊教育運営計画」を策定・実施しています。現在、「第4次特殊教育改善5カ年計画」(2013～2017年)を実施中です。

1. 韓国の特殊教育の現状

2015年現在、特殊学校167校、通常の学校の特殊学級9,868学級に特殊教育対象の児童生徒合わせて88,067人が在籍し、18,339人の特殊教育教員が指導に当たっています。この特殊教育対象児童生徒を障害種別に見ると、知的障害が47,716人(54.2%)と最も多く、肢体不自由が11,134人(12.6%)、自閉症スペクトラムが10,045人(11.4%)と続いています。また、「特殊教育支援センター」が全国196カ所に設置され、運営されています。この特殊教育支援センターは、評価・試験、特殊教育関連サービスの支援、巡回教育、人権教育を監督します。詳細については、[表II-1]に記されています。

特殊学校数は、2006年の143校から2015年には167校に増加しました。特殊学級数は、2006年の5,204学級から2015年には9,868学級に増加しました。特殊教育教員数は、2006年の11,259

人から2015年には18,339人に増加しました。特殊教育対象児童生徒数は年々増加を続け、2015年には88,067人となりました。しかし、増加率は鈍化しています。2010年の対象児童生徒数は、対前年で4,524人増でしたが、2011年が同2,954人増、2012年が同2,347人、2013年が同1,621人増、2014年が同645人増、2015年が同789人増で、増加率は減少傾向にあります。詳細については、[図II-1]をご覧ください。

[図II-1]にあるように、特殊教育対象児童生徒数は、年々増加しています。ところが、学校種別で見ると、一部に減少が見られます。小学校の特殊教育対象児童数は2011年から4年連続で減少しています。中学校も2014年から減少に転じました。これは韓国の出生率低下が影響しています。小学校児童数は過去数年にわたって減少傾向にあります。これに対して、高校の特殊教育対象生徒数は増加が続いています。これは、中学校で進路教育を強化する政策が新たに導入され、特殊教育支援を受け入れることに関心が高まった結果と考えられます。

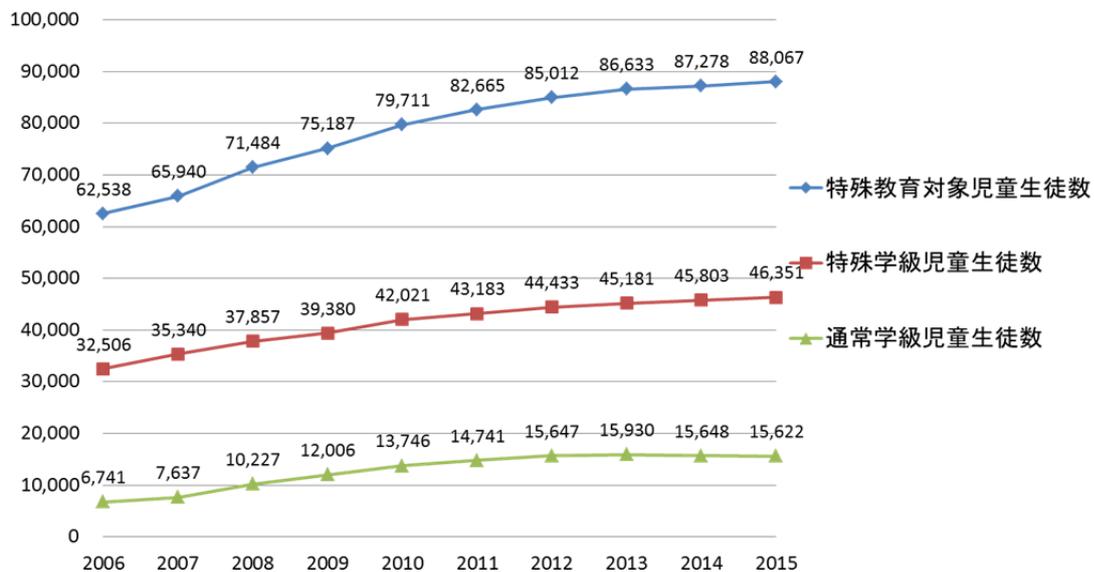
教育環境別に見た特殊教育対象児童生徒数の割合は長らく大きな変化はありません。2011年の時点で、特殊教育対象児童生徒数のうち、特殊学校または特殊教育支援センターの指導を受けた児童生徒は30%、通常の学校の環境で指導を受けた児童生徒は約70%に上ります。この割合は、過去数年大きな変化がなく、2015年も依然として変わっていません。

[表II-1] 2015年の特殊教育の現状

配置	特殊教育対象者数	特殊学校	通常の学校		特殊教育支援センター	合計	
			特殊学級	通常学級 (固定式統合学級)			
	特殊教育対象者数	25,531	46,351	15,622	563	88,067	
児童生徒数	障害種別	視覚障害	1,353	291	435	9	2,088
		聴覚障害	952	765	1,752	22	3,491
		知的障害	14,891	28,744	4,001	80	47,716
		肢体障害	3,707	4,246	3,010	171	11,134
		情緒・行動障害	199	1,624	707	-	2,530
		自閉症	4,000	5,363	675	7	10,045
		言語障害	85	997	961	2	2,045
		学習障害	13	1,891	866	-	2,770
		健康障害	48	238	1,649	-	1,935
		発達障害	283	2,192	1,566	272	4,313
	合計	25,531	46,351	15,622	563	88,067	
	学校種別	乳幼児	179	-	-	563	742
		幼稚園	883	2,039	1,822	-	4,744
		初等学校	6,472	20,991	6,128	-	33,591
		中学校	6,142	11,312	3,654	-	21,108
		高等学校	7,581	11,823	4,018	-	23,422
		専攻科	4,274	186	-	-	4,460
		合計	25,531	46,351	15,622	563	88,067
	学校・センター数	167	7,397	6,972	196	10,908	
		10,528					
学級数	4,454	9,868	(14,580)	61	28,963		
特殊教育教員数	7,863	10,185	-	291	18,339		
特殊教育補助員配置数	3,386	6,483	471	-	10,340		

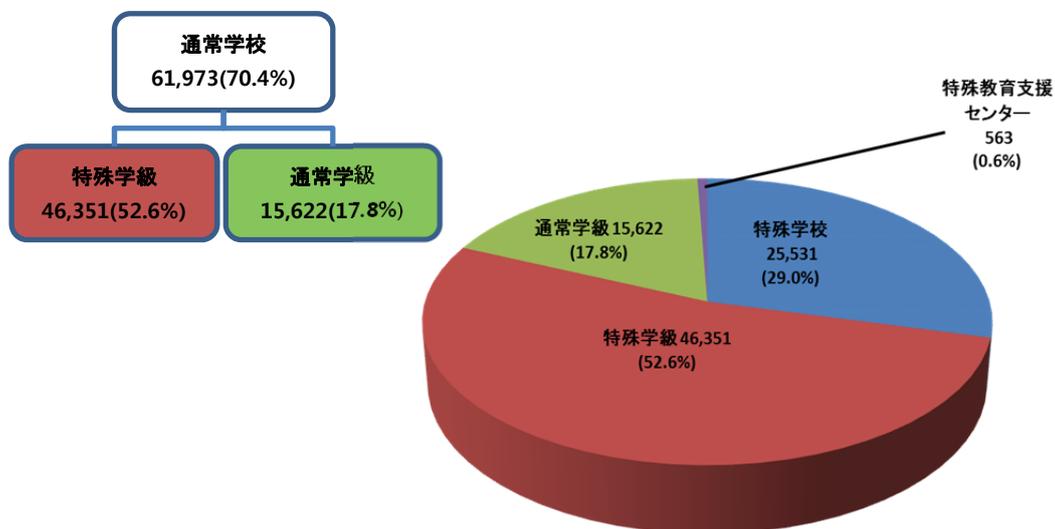
出所： 教育部（2015年）『2015年特殊教育統計』

- 1) 大学学部では、高校卒業後の特殊教育対象者に対して、将来の進路・職業のための教育を1年間またはそれ以上の期間実施する。
- 2) 専門職助手とは、障害のある児童生徒を指導する教員の補助をする職員である。



[図II-1]障害のある児童生徒数の年次推移

出所： 教育部（2015年）『2015年特殊教育統計』



[図II-2]教育環境別に見た2015年の特殊教育対象児童生徒の現状

出所： 教育部（2015年）『2015年特殊教育統計』

2. 「第4次特殊教育改善5カ年計画」に基づく統合教育政策

特殊教育促進の政策として、韓国政府教育部は、1998年から「特殊教育改善5カ年計画」を策定・実施してきました。現行の「第4次特殊教育改善5カ年計画」（2013～2017年）では、特殊教育の教育的成果と業績の向上、特殊教育支援の推進、障害のある児童生徒の人権を尊重した環境づくり、障害のある児童生徒の積極的社会参加に向けた能力開発の4分野に重点を置いています。この4分野に11の主要行動指針と125の重点項目があります。主要行動指針は[図II-3]に挙げたとおりです。

特殊教育・統合教育に関連する政策は以下のとおりです。

1) 障害幼児の統合教育の強化

幼児の統合教育を改善するため、障害幼児のための統合学級数は2012年の344学級から2017年には444学級へと緩やかに拡充する計画が立てられています。さらに、障害幼児の統合教育プログラムと優れた事例集の作成・普及が進んでいます。障害幼児のための統合教育の拠点校と特殊教育支援センターを選定し、現在、多くが運営を開始しています。

2) 障害のある児童生徒の人権擁護を担う190以上の常設モニター団の運営

障害のある児童生徒の人権擁護を担う常設モニター団（約1,500人の委員が運営する190以上のモニター団）が全国の特殊教育支援センターに配置されています。このモニター団はそれぞれの管轄区域内にある小（初等学校）・中・高校や特殊学校のモニターを月に1回以上実施します。障害のある児童生徒の人権侵害が発生した場合、ただちに同モニター団が報告・対応する体制を整えています。

第4次5カ年計画の構想、目標及び重点分野

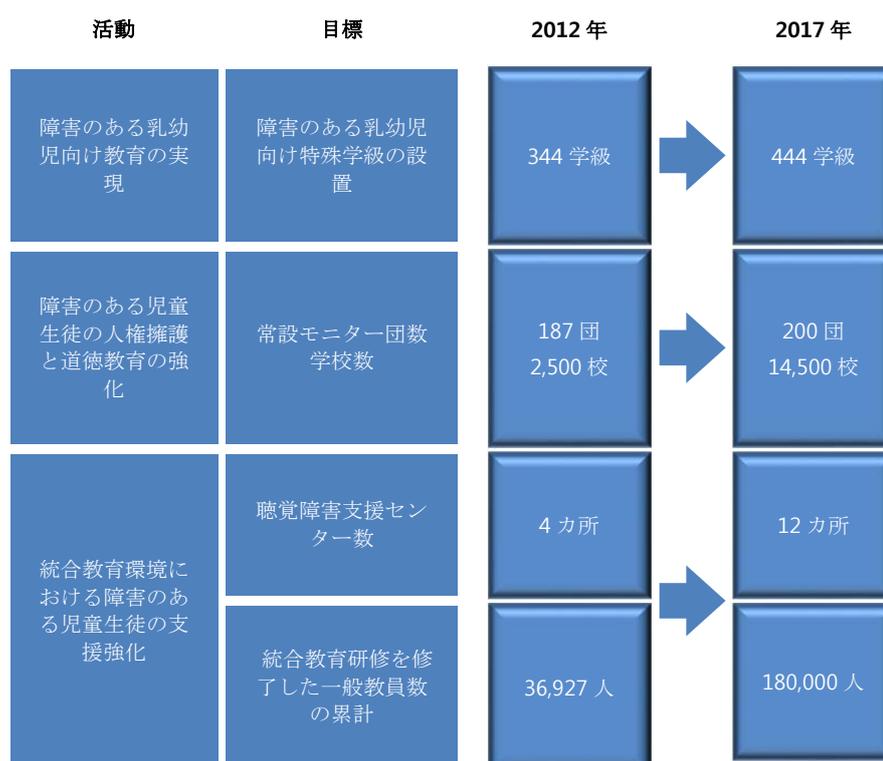
構想	夢と才能を育てる個別化特殊教育による障害学生の能動的社会参加の実現	
目標	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特殊教育の均衡発展を図ることを通じた教育格差の解消 ■ 特殊教育専門性強化による教育の質の向上 ■ 国家責務の強化による障害学生の幸せな学校生活の追求 	
活動	4分野	11の主要行動指針
	特殊教育の教育的成果と業績の向上	① 障害のある乳幼児向け教育の実現 ② 特殊教育カリキュラム運営の拡充 ③ 特殊教育教員の専門知識強化
	特殊教育支援の推進	④ 障害の早期発見・評価・配置の体系高度化 ⑤ 特殊教育関連サービスと放課後プログラム運営の実現 ⑥ 特殊教育機関の拡充とその役割・責任の拡大
	障害のある児童生徒の人権を尊重した環境づくり	⑦ 障害のある児童生徒の人権擁護と道徳教育の強化 ⑧ 統合教育環境における障害のある児童生徒の支援強化
	障害のある児童生徒の積極的な社会参加に向けた能力開発	⑨ 障害のある児童生徒の進路・職業訓練教育の拡充による就業率向上と進路の多様化 ⑩ 障害のある児童生徒の高校課程進学機会と教育インフラの拡充 ⑪ 障害のある成人の生涯教育の機会拡大

【図II-3】第4次特殊教育改善5カ年計画の構想と目標

出所： 教育部（2013年）『第4次特殊教育改善5カ年計画（2013～2017年）』

3) 障害に関する通常の学校の児童生徒及び教職員の意識啓発を目的とした統合教育の雰囲気づくり

全国の全児童生徒を対象に、障害に関する意識啓発のための教育活動を年に2回以上実施し、通常の学校の児童生徒が障害への理解を深めるとともに、インクルーシブ教育の雰囲気づくりを後押ししています。また、幼稚園児、小（初等学校）・中・高校生を対象に、障害に関する意識啓発ビデオプログラムを作成し、普及に努めています。障害に関する意識啓発をテーマとした写真コンテストや実話に基づくシナリオコンテストなど、障害の意識啓発を促進するコンテストを実施しています。ほかのコンテストも企画・推進する予定です。今後も通常の学校の児童生徒、保護者、教員、さらには全国のすべての一般国民を対象に、障害者による芸術イベントの主催・開催を通じて意識啓発への取り組みを続けます。



[図II-4]統合教育に関連する活動の目標

出所： 教育部（2013年）『第4次特殊教育改善5カ年計画（2013～2017年）』

3. 「2015年特殊教育運営計画」に盛り込まれた特殊教育・統合教育

韓国政府教育部は、毎年、「特殊教育運営計画」を策定し、計画に盛り込まれた活動を各市・道教育庁が実施します。この計画に基づき、市・道の教育庁がそれぞれの実情に合わせて特殊教育運営計画を調整・策定します。教育部が策定する「特殊教育運営計画」の内容は多岐にわたり、「特殊教育改善5カ年計画」を達成するための情報が詳述されています。本プレゼンテーションを進めるに当たり、特殊教育統合教育に関して市・道教育庁が担う活動をいくつか紹介します。

1) 障害に関する意識啓発

<市・道教育庁の活動>

① 年2回以上の障害に関する意識啓発教育の計画策定

- [『大韓民国1時間目の授業』(KBS)] 障害者週間の期間中、教育部の通達に定められた時間に障害に関する意識啓発授業を実施
- 小(初等学校)・中・高校のカリキュラム作成時に、障害に関する意識啓発教育計画をカリキュラムに確実に盛り込む

2) 特殊学校・特殊学級運営の改善

<市・道教育庁の活動>

- ① 市・道教育庁レベルで特殊学校・特殊学級運営の詳細計画を策定し、運営に当たる
- ② 市・道教育庁が特殊学校の管理を評価する際に学校運営改善の取り組みを考慮する
- ③ 公立特殊学校と国立大学付属学校に設置する特殊学級について協議・奨励する

3) 統合教育の監督に当たる教員の専門性の向上と統合教育支援体制の強化

<市・道教育庁の活動>

- ① 統合学級担当教員を配置する際、特殊教育免許状所持者または関連研修修了者を優先配置する
- ② 統合学級担当教員向けに実地研修の機会を広げ、学年度の初めに障害に関する意識啓発の研究会を開催する
- ③ 統合学級担当教員に刺激を与えられるような戦略担当者を確保する
- ④ 特殊教育教員、普通教育教員を含む統合教育担当教員研究グループの運営を支援し、優れた研究グループを評価し、その功績に報いる

III. 韓国国立特殊教育院による特殊教育統合教育支援の現状

1. 統合教育のための指導資料及び学習教材の開発・普及

統合教育環境で障害のある児童生徒の「普通教育カリキュラムへの参加」を推進するため、韓国国立特殊教育院は、各種統合教育の指導資料・学習教材の開発・普及に取り組んでいます。統合教育の指導資料・学習教材は、幼稚園、小（初等学校）・中・高校の各レベルのカリキュラムに容易に参加できるように構成されています。こうした資料・教材は点字、手話、文字通訳などの形で用意されます。

2. 視覚障害のある児童生徒の支援

視覚障害のある児童生徒の指導・学習を支援するため、本研究院は、「視覚障害者用代替教材の開発」、「EBS（韓国教育放送公社）への点字教材の提供」、「点字教科書の出版・供給」など各種プロジェクトを実施しています。視覚障害者用代替教材の開発プロジェクトは2011年に始まりました。同プロジェクトでは、主に参考書、練習帳を中心に、点字教材、デジタル化教材、拡大教材など代替教材を教員や視覚障害のある児童生徒に提供しています。

3. 聴覚障害のある児童生徒向けの遠隔学習を利用した手話・文字通訳の提供

このプロジェクトは、聴覚障害のある児童生徒が通常の学校で適切な学習支援を受けられるように支援体制を整えます。授業での説明を理解するのに困難を伴うと考えられる聴覚障害の児童生徒のために、教員は当該児童生徒のための遠隔学習を申請し、当該科目と時間についての情報を提供します。その後、学校と本研究院はネットワーク回線を確保します。本研究院は手話通訳者または文字通訳者を用意します。授業中、コンピュータによるビデオチャットプログラムを使って通訳者が教員の話す内容を同時通訳して児童生徒に伝えます。

4. 障害のある児童生徒の指導・学習を支援するウェブサイト運営

本研究院は、障害のある児童生徒が通常の学校または特殊学校で、あるいは自宅・施設で一切の不便を感じることなく学習できる環境づくりのために「指導・学習センターサイト」を運営し、担当教員にさまざまな指導資料・学習教材を提供しています。さらに、本研究院は視覚障害のある児童生徒向けの「E-YAB」と呼ばれるサイトや、障害に関する意識啓発の資料や動画を提供する「障害に関する意識啓発サイト」を運営しています。

5. 全国特殊学校（特殊学級）児童生徒情報化展示大会・全国障害児童生徒eスポーツ大会

障害のある児童生徒の情報利用技能の向上、教員の情報化啓発、統合教育の促進を目的に、全国特殊学校（特殊学級）児童生徒情報化展示大会・全国障害児童生徒eスポーツ大会が毎年開催されています。これは全国規模のイベントで、さまざまな情報化技術競技やeスポーツ大会で構成されます。eスポーツ大会開催時には、障害のある児童生徒が統合学級のクラスメートとチームを組んでゲームに臨みます。こうした機会を通じて余暇活動に参加する術を身につけ、周囲の人々との前向きな関係を築いています。

6. その他のプロジェクト

1) 障害に関する意識啓発写真展・UCCコンテスト

障害に関する意識啓発と社会状況の改善を目的に、障害に関する意識啓発写真展とUCC（利用者作成コンテンツ）コンテストが毎年開催されています。参加資格は、小（初等学校）・中・高校の児童生徒と大学生であれば誰でも参加できます。応募作品は、展示会で入選作品が見られるほか、インターネットでも鑑賞できます。

2) 統合教育研修会の開催

統合教育の実現のため、市・道教育庁ごとに教育監、校長、通常の学校教員を対象に、遠隔研修や集合研修の形で多彩な研修プログラムを開発・実施しています。

3) 全国教育行政情報システムによる個別化教育計画

通常の学校における個別化教育計画の基盤を強化するため、個人情報、最新の学業成績、教育目標、指導資料、指導戦略、特殊教育・関連サービスなどはNEIS（全国教育行政情報システム）に記録・保管されています。このNEISでは、障害のある児童生徒の個別化教育計画をオンラインで送信・登録できるため、児童生徒の転校時や進学時の管理業務が改善されます。

[参考文献]

教育部（2013年）「第4次特殊教育改善5カ年計画（'13～'17）」韓国セジョン市

教育部（2015年）「特殊教育運営計画」韓国セジョン市

教育部（2015年）「特殊教育統計」韓国セジョン市

¹ 本文書を手にした方へ

本文書は、国立特別支援教育総合研究所（NISE）メールマガジン第108号（平成28年3月号）からリンクされる情報です。ここに記述された内容については後日作成される最終報告書に記載されるものが正式な記録となりますが、シンポジウムの成果をより早くお届けするために仮訳として作成されています。上記、ご了解の上、ご参考にして頂けましたら幸いです。

（独）国立特別支援教育総合研究所
企画部 調査・国際担当
平成28年2月12日